

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u></p> <p><u>第十六条の四 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第十六条の六において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十条、第二十二條から第二十四條まで、附則第十二條第二項、附則第十五條第一項、附則第十六条の二の二第一項、前条及び附則第十八條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第二十二條の二第二項、第四十三條の五第一項及び前條の規定の適用については、第二十二條の二第二項及び前條中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第四十三條の五第一項中「課した」とあるのは「附則第十六条の四第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第十六条の四第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>（令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</u></p> <p><u>第十六条の五 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載</u></p>	<p>附 則</p>

改正後	改正前
<p><u>すべき各納期の納付額については、第三十三條の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>二 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第三十二条第一項に規定する第一期</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の納期（以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>二 <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはなしとし、第三十二条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第三十二条第一項に規定する第三期の納期（以下この項において「第三期納期」という。）及び同条第一項に規定する第四期の納期（以下この項において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>三 <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはなしとし、第三</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においては<u>ないものとし、第四期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></u></p> <p><u>2 令和六年度分の個人の市民税（第一期納期から第四十三条第一項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p><u>第十六条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十三条の二第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めると</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ころによる。</u></p> <p><u>二 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第十六条の四第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十三条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」</u></p>	

改正後	改正前
<p>という。)に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第四十三条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であ</p>	

改正後	改正前
<p><u>り、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>三 <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>四 <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第四十三条の四の規定の適用については、同</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第十六条の六第一項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第四十三条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>二 <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>三 <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第四十三条の五第二項の規定により読み替えられた第四十三条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第四十三条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第十六条の六第三項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>5 令和六年度分の個人の市民税につき第四十三条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u></p> <p><u>第十六条の七 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第二十条、第二十二條から第二十四条まで、附則第十二条第二項、附則第十五条第一項、附則第十六条の二の二第一項、附則第十六条の三及び附則第十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第十七条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十三条まで、</p>	<p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第十七条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十三条まで、</p>

改正後	改正前
<p>附則第十五条第一項、附則第十六条の二第一項、附則第十六条の二の二第一項及び<u>附則第十六条の三</u>の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項、<u>附則第十六条の四第一項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第二十四条第一項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第十七条第二項」と、附則第十六条の四第一項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第十七条第二項及び」と、前条中「<u>附則第十六条の三及び</u>」とあるのは「<u>附則第十六条の三、次条第二項及び</u>」とする。</u></p> <p>(土地に対して課する<u>令和六年度から令和八年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和六年度から令和八年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十四条 宅地等に係る<u>令和六年度から令和八年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五_____</p>	<p>附則第十五条第一項、附則第十六条の二第一項、附則第十六条の二の二第一項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項_____の規定の適用については、<u>同項中_____「前三条」とあるのは、「前三条並びに附則第十七条第二項」とする_____。</u></p> <p>(土地に対して課する<u>令和三年度から令和五年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和三年度から令和五年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十四条 宅地等に係る<u>令和三年度から令和五年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五<u>(商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあって</u></p>

改正後	改正前
<p>_____を乗じて得た額を加算した額_____</p> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和六年度から令和八年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和六年度から令和八年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該</p>	<p>は、<u>百分の二・五</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)</p> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和四年度分及び令和五年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和四年度分及び令和五年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該</p>

改正後	改正前
<p>宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であ</p>	<p>宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であ</p>

改正後	改正前
<p>るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第二十六条 地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第二十一条の規定に基づき、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定は適用しない。</u></p> <p>(農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第二十七条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額( )に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額( )を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</u></p>	<p>るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第二十六条 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)附則第十四条の規定に基づき、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定は適用しない。</u></p> <p>(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><u>第二十七条 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和三年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</u></p>

改正後	改正前
<p>べき額とした場合における固定資産税額 （以下「農地調整固定資産税額」という。） を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。</p> <p>[略]</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第三十二条 附則第二十四条第一項から第五 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 二十二条第二号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第三百四十九条の三、第三百四十 九条の三の二又は附則第十五条から第十五 条の三までの規定の適用がある宅地等を除 く。）に対して課する令和六年度から令和 八年度までの各年度分の特別土地保有税に ついては、第三百三十八条第一号及び第四百 四十六条中「当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格」とあるのは、「当該 年度分の固定資産税に係る附則第二十四条 第一項から第五項までに規定する課税標準 となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅 地評価土地の取得のうち平成十八年一月一 日から令和九年三月三十一日までの間にさ れたものに対して課する特別土地保有税に ついては、第三百三十八条第二号中「不動産 取得税の課税標準となるべき価格」とある のは「不動産取得税の課税標準となるべき 価格（法附則第十一条の五第一項の規定の 適用がないものとした場合における課税標 準となるべき価格をいう。）に二分の一を 乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三 十八第一項に規定する価格」とあるのは「令 第五十四条の三十八第一項に規定する価格 （法附則第十一条の五第一項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい</p>	<p>べき額とした場合における固定資産税額 （以下「農地調整固定資産税額」という。） を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。</p> <p>[略]</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第三十二条 附則第二十四条第一項から第五 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 二十二条第二号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第三百四十九条の三、第三百四十 九条の三の二又は附則第十五条から第十五 条の三までの規定の適用がある宅地等を除 く。）に対して課する令和三年度から令和 五年度までの各年度分の特別土地保有税に ついては、第三百三十八条第一号及び第四百 四十六条中「当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格」とあるのは、「当該 年度分の固定資産税に係る附則第二十四条 第一項から第五項までに規定する課税標準 となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅 地評価土地の取得のうち平成十八年一月一 日から令和六年三月三十一日までの間にさ れたものに対して課する特別土地保有税に ついては、第三百三十八条第二号中「不動産 取得税の課税標準となるべき価格」とある のは「不動産取得税の課税標準となるべき 価格（法附則第十一条の五第一項の規定の 適用がないものとした場合における課税標 準となるべき価格をいう。）に二分の一を 乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三 十八第一項に規定する価格」とあるのは「令 第五十四条の三十八第一項に規定する価格 （法附則第十一条の五第一項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい</p>

改正後	改正前
<p>う。)に二分の一を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで 〔略〕</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十四条の二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十四条の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>う。)に二分の一を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで 〔略〕</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十四条の二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十六条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十九条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十六条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六条の二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十六条の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十六条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とす</u></p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六条の二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p><u>五 附則第十六条の四及び附則第十六条の七の規定の適用については、附則第十六条の四第一項及び附則第十六条の七中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第四十七条第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 〔略〕</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p>